

平成22年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会 会議録

【日 時】平成23年3月1日(火) 午後1時30分～4時10分

【場 所】豊田市役所 南庁舎5階 53会議室

【出席者】(委 員) 野田 宏治(国立豊田工業高等専門学校 教授) <<委員長>>
長谷川 伸岳(豊田市自然愛護協会 監査)
林 富造 (豊田森林組合 専務理事)
高橋 通郎(豊田市区長会 理事)
中村 雅之(愛知県豊田加茂農林水産事務所林務課長)
田口 洋行(市民公募)
小山 淑江(市民公募) (計7名)

(事務局) 近藤 直人(公園担当専門監兼公園課長)
野口 朝司(公園課副主幹)
黒野 勉 (公園課係長)
山田 浩晃(公園課主査)

【次 第】1 あいさつ
2 委嘱状伝達式
3 副委員長の選任について
4 議事
(1) 調査報告書(最終案)の採択について
(2) 現地視察について
(3) 指定緑地の指定について

【議事録】

1 あいさつ

建設部 専門監：	約1年前の昨年3月11日に前年度の会を開催しています。確かその時、夏場頃までに現地を見ていただくような段取りをしたいという話をしたかと思いますが、ちょうど1年経ってしまった状況で、皆さんには長期休暇をさせたのかと反省しています。我々の仕事の進め方が悪かったのかも知れませんが、ご存知の方も多いと思いますが、「あいち森と緑づくり税」が愛知県に導入され、その中の1つで都市緑化を進めようとの補助金制度ができ、民有地緑化を進める、市街地部分の裸地になっている所の緑を増やしていくといったものに対して補助を出していこうという制度です。これを早く豊田市にも導入して「民間の方に活用していただく。」そういったことも進めないといけません。その準備で要綱作成といったものを中心に今年度前半は進めていました。こういった制度とは別に保全緑地の方は既存にある緑を守っていこうという立場での制度です。そういったものを活用して、また先ほど話させていただいたように、「ない所に緑を作り守る。」こういったものを今、公園課でも進めています。そんな中でも保全緑地に対して皆さんの意見をお聞きしながら、少しでも都心の緑を守っていきたくて考えていますのでよろしくお願いいたします。特に今日は、前回、説明させていただいた藤岡地区の緑の部分について、前回、パワーポイントを見てご意見をいただいた部分で修正があります。修正した内容を説明させていただき、最終的に保全緑地として指定していくかどうかご意見をいただきたいと思っています。前回の修正の説明後には、若干天気が雨模様ということで誠に申し訳ないのですが、3か所ほど現地を見ていただきたいと思っています。その後、戻ってご意見をいただきながらまとめていきたくて考えています。移動が入ってご足労かけるとは思いますが、ご協力をお願いし簡単ですが冒頭の挨拶にかえさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。
事務局：	どうもありがとうございました。ここからは座らせて進行させていただきます。今回は、年度替わり等に伴い前任から引き継がれた新任の委員の方が3名みえますのでご紹介させていただきます。愛知県立猿投農林高等学校教頭の平松様から水野様に、愛知県緑化センター指導課長の三浦様から所長の深見様に、愛知県豊田加茂農林水産事務所林務課長の鈴木様から中村様に交代をいただきました。委員を快く引き受けいただき誠にありがとうございます。なお本日、水野様と深見様からは欠席のご連絡をいただいています。

2 委嘱状伝達式

専門監より、委嘱状の交付

3 副委員長の選任について

事務局：	<p>審議に入る前に本日、出席者は7名で、豊田市市街地における緑の保全規則第13条第5項で、審議会の会議は委員6人以上の出席がなければ開くことができない規定があり、これを満たしていますので、本議会は成立していることをご報告します。なお本日、水野様、深見様そして愛知豊田農業共同組合の柴田様からは、先に欠席の連絡をいただいています。また本日の審議会は公開になっています。発言者不特定でホームページ等に審議の内容は公開されますのでご承知おきください。なお傍聴人の方は発言権がないことも念のため申し上げておきます。審議会の公開についてご質問がある方はお願いします。よろしかったでしょうか。それでは質問がないようですので配布資料の確認をさせていただきます。本日の議題に先立つ資料として、次第、委員名簿、配席図、議事に関わる資料として、資料1の豊田市指定緑地候補の評価に関わる調査報告書（最終案）、資料2の指定適否一覧表（案）を先にお送りしました。その中で一部変更がありました。本日の配席図と指定適否一覧表（案）についてお手元に置きましたので、差し替えていただきますようお願いいたします。お手元にない方は事務局に言ってください。よろしかったでしょうか。1点修正をお願いします。委員名簿ですが、豊田市自然愛護協会の長谷川様は、会長から監査に替わってまいりますのでご修正願います。併せて配席図の役職ですが、豊田市自然愛護協会監査長谷川様にご修正をお願いします。</p> <p>次第3番目、副委員長の選任を行います。</p>
委員長：	<p>豊田高専環境都市工学科野田宏治です。本年度もよろしくお願いいたします。COP10も終わり環境、共生それからハイブリッドシティと、全国的に豊田市の色々な行事が公開されて日本の中でも評価されているところです。共生の中でも緑の重要性もうたわれるところでもあり、この報告書の中にもあるように、現状維持をいかにやっていくかが大きな問題ですので、皆様の忌憚のない意見をいただき条件をクリアしながら緑豊かな豊田市の実現に向けてご尽力いただきたいと思います。ご協力をお願いします。豊田市保全規則第13条第3項に審議会に委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選により選任するとされています。前回、副委員長をされていた松平様が異動されましたので、新たに副委員長の選任が必要となりました。委員の皆様からご意見をいただきます。副委員長はどなたがよろしいでしょうか。</p> <p>事務局で腹案がありましたら言ってください。</p>
事務局：	<p>それでは平松様から引継がれた水野様が学識経験者であることから適任</p>

	かと思われます。いかがでしょうか。
委 員 員 :	(拍手)
委 員 長 :	ただ今、事務局から副委員長は猿投農林高等学校教頭の水野様が適任ということで皆様のご賛同をいただきました。本日、ご欠席ですので事務局よりその旨、お伝えいただきますようお願いいたします。それでは議事の1番目、調査報告最終案の採択について事務局から説明をお願いします。

4 議事

(1) 調査報告書（最終案）の採択について

事 務 局 :	資料1最終案、これは前回の会議、それから今の状態等を鑑みて修正させていただきました。14ページの評価基準の四角で囲ってある中で、評価点に「水辺、水田等農地と一対となった景観になる」とありますが、「一対」ではなく「一体」です。下の写真のところに書いてあるように「農地と一体となった景観」に訂正をお願いします。全体で前回と何が違うかといいますと、調査概要1から3の評価項目までは前回と同じです。4番の指定緑地現状把握と5番の緑地評価は、今回の調査時点に則したものになっています。書式のスタイルは、前回は表しています。中身は、旧緑地No.2は、前回裸地になっていたのが今回外させていただきました。そのために番号が順次繰り上がっています。前回説明させていただいた、旧緑地No.5とNo.7は、総合ランク4とさせていただきました。旧緑地No.11は、既に裸地となっていたので外させていただきました。
事 務 局 :	外しているのです、これは記載がありません。
事 務 局 :	今から説明させていただくところは、現地視察した後に審議していただきたいところです。こちらに前回の番号のみ載っています。新の番号、旧の番号、所在地、面積、ランク、前回の意見、指定希望があるかないかというところが挙げてあります。旧緑地No.13は、前回審議事項で裸地になったので今回外させていただきました。前回審議事項で新No.14(旧No.18)は、指定をしません。旧No.19は、土採りが大半だったので開発の条件が残っているかということでしたがそういうものではありませんでした。旧No.20ランク3は、市の指定はしません。それから旧No.21は、前回審議で裸地だったので今回外させていただきました。新しく振分けたのがNo.1から裏のNo.19になります。こちらについては、現地を見ていただいた後こちらに戻り、地主さんのご意向を踏まえて認めるか認めないか審議してください。今回最終案は、今言ったようなことで差し替えしたものがこれです。これを最終案にして良いかお伺いしたいと思っています。以上です。
委 員 長 :	ありがとうございました。ただ今の件について、ご意見、ご質問がある方は、挙手をお願いします。昨年度の内容をご理解いただけないと難しいと

	<p>ころがあります。今回は、スライドを見ながら順番に問題点等をチェックしていただきました。今後、モウソウ竹が繁茂してくる所については、どのような考え方を持ってみえるのか教えてください。</p>
事務局：	<p>竹は、現在どちらかというと邪魔者扱いされています。一応、竹林でも緑地としては認めています。ただしどの程度手入れされているかでランク分けしています。ただなかなか良い竹林がないのが現実です。</p>
委員長：	<p>そうすると最終案で認定しても手入れが今後なかなか進んでいかない若しくは滞ってしまった場合、どの様な形で運営していくのかについて教えてください。裸地の場合、全部更地になるし、逆にもう一度樹木が再生してきたらどうしますか。竹の問題では、侵食してきて緑が変わってきた時はどのようにお考えになりますか。</p>
事務局：	<p>特に今回指定をした中で、良好な管理をしていただける保全緑地、更に固定資産税が非課税になる所もあります。そういった所は、5年ごとの更新時に現地の確認に行くことで、荒れていれば指導もできます。非課税の条件だと指導ができて良いのですが、保全緑地になってない指定しただけの所が指導に回れていない状況にあります。数として少なく、100筆ぐらい残っています。保全になってない所は、こまめに我々が回って、地権者の方に指導させていただくということになると思います。</p>
委員長：	<p>それとNPOの方とかいろんな方の力を借りながら保全していくあたりも今後の課題として提案をしていただくことになると思います。</p>
事務局：	<p>先ほど少し挨拶の中で話をさせていただいた「あいち森と緑づくり税」、これを活用した里山づくり等をやった中でこういった団体ができた場合、助成するという制度がありますので、そういった活用は、確かにやっていきたいと思っています。まだ議会が終わってないので承認はされていませんが、こういった緑地の中で1か所良好な緑地を取得したいと考えています。そこについては、地域の方がある程度手を入れても良いという意見もいただいています。健全な管理がされていくことが十分考えられます。そういった力を借りながら都心住宅街の貴重な部分を残して、市民の力を借りて守っていく、そういうのを増やしていければいいと思っています。</p>
委員長：	<p>何かご意見感想ありますか。</p>
委員：	<p>今のことに関連しますが、前回も言ったと思いますが、実は私、名木愛護会に入っています。名木愛護会というのは、担当地区というのが決まっています、私は市役所周辺の担当です。一年に1回、市が指定した名木を見て回って、枝が枯れかかっているとか木が弱っているとか良好だとか、そういうのを紙に書いて報告しています。稲武とかにも担当がいて、市の指定名木についてやっています。そういう情報が定期的に入るシステムといいですか、そういうのを作ると対処し易いのではないかと思います。例えば、緑地近くのどなたかに1年に1回見て下さいとか、そのようなことがある</p>

	<p>といいと思います。</p>
事務局：	<p>新年度から時々状況を確認するという事で、公園課は色々な公園、広場等の施設を抱えていて、そういった所をパトロールする職員を来年から雇用できる段取りを進めています。その方がパトロールの段階で、市内を移動する訳ですからその途中途中で当然こういった緑地を通って行くので、この時に見るといえることができると思います。新しい人の目の協力をいただくというのも1つの案だと思います。そういった新たな職務パトロールもう1つの手法と思っています。</p>
委員：	<p>定期的に見るといえることが大事だと思います。最低1年に1回は、と思います。</p>
委員長：	<p>地域の魅力という中に緑をどのように取り入れて、それを維持管理し不法投棄を締め出しながら地域の方にご協力をいただかなければ、なかなか動かないところもあります。役所の中での横の繋がりや地域の住民の方のご協力を得ながら情報提供をいただくというようなシステム作りも必要な気がします。5年後、10年後、人口が減少していく中で、かなりの市民減も考えられます。皆様のご協力をいただかないといけないし、また別の外からの力を借りることも必要なのかも知れません。そういうことも含めて何かいい知恵がないでしょうか。</p>
委員：	<p>指定した後、どのように利用を進めていくとか、市民の皆様に使っていただけたらとか、指定した後の処置を考えるといいと思います。話が違いますが要綱の最後に地図が載っています。藤岡地区と書いてあるところを見ると色の濃いところがランク4ですから是非指定したいです。それでNo.5、No.3、No.9、No.10、そしてNo.11、No.12と地域的にうまくバランスが取れていると思います。次のページの豊田地区を見ると No.18を指定したとすると、No.17が近づきすぎているというか、それを思うとNo.18だけで良いのかと思います。このようなことを考えていくと将来、買い取って公園にする可能性もあったり緑地としてそのまま保全を考えたりすると、バランスをとって適当な位置にうまく分布しているというか、良いのかと思ってこの地図を見ました。今、環境政策課で湿地のジュクジュクしたところに貴重な植物がたくさんあるということで、それを保護して将来に残そうと、買える所は買って、買えない所は貸してもらい、フェンスで囲っています。湿地を保全するのに地区の人達、自治区の人、環境クラブとか、何か保全のために自治区の中にボランティア組織を作ります。矢並湿地は、今99人のボランティア会員です。上高湿地は9人できました、猿投台亀首湿地は7人できましたとか、それぞれの地域の人達が「そんな大事なところなら俺たちが整備する。」という訳で立ち上がって保全活動をやっています。ハウキを支給するとか、刈取った草を集める熊手を支給するとかは市の方でやっていただき、「自分達の地域で保存をする必</p>

	<p>要がある所は、自分達でやろうじゃないか。」と気分が高まっています。一旦、この市街地の緑地指定をしたら、やがては自治区の区長が良い、「そんなものを残してくれるのなら皆で守るよ。」と言って取り上げてくださると、先ほどの竹林が荒れ放題になっているという話でも竹を切ってくれた方が嬉しいから、切った竹を利用して良いということで、その緑地を利用してもらうようなことも考えて、指定した後の保全の仕方をまた皆で相談すると良いと思います。</p>
事務局：	<p>先ほど委員長が言われたように、個人の方が管理していくことは限界があると思います。マンパワーをたくさん使った管理が絶対必要になっていくと思います。</p>
委員長：	<p>自分の住む所を愛する心で緑地も面倒を見ていくことにより、景観上も地域の魅力も上がります。質の時代といいますが、そのあたりがこれからの時代には必要と思います。</p>
事務局：	<p>ある程度そういった力が入って健全な森ができて、その中で多少の散策ルートができたりすれば、景観も良く利用もできる形の緑になっていくと思います。</p>
委員：	<p>足助や下山の人工林の杉や桧を間伐しないから山が荒れています。そこにはモデル林というのがあり、この林は何々株式会社の人達に管理をお願いします。そのかわり間伐材を利用して良いです。地主さんが立ち会って会社の人達が日曜日に来てチェーンソーで切ったり、下草も刈ったりして綺麗にしている所が所々にあります。ここは自分達の犬の散歩する場所だから、自治区の人に任すか近くにある会社の人達に任すとかして保全する方法も考えて欲しいです。</p>
委員長：	<p>例えば、犬の散歩に毎日行かれる方で不具合があれば、それを地元の人から役所へ上がっていくようなシステム作りをして欲しいです。東京に住む友達が言っていたが、ワンワンパトロールという制度があり犬に名札を付けてワンワンパトロールの人達が会うたびごとに仲間同士で不法投棄等をどんどん指摘し、皆で綺麗にしようという気分も高まって非常に良いと思います。これも1つの組織です。地域の人達が1年に1回か季節ごとに集まり、情報交換の場を設けていただければ、そこから次の組織ができるかも知れません。</p>
委員：	<p>保全緑地に指定して非課税という中で、保全しなさいよというような所有者に義務みたいなものか何かなかったですか。</p>
事務局：	<p>「保全してください。管理して下さい。」と通達は出します。あまり酷いと直接注意をしています。</p>
委員：	<p>私有地なので、付近の方達がやりたくても所有者の許可がないと難しく、「いらんことだ。」と言われても困ります。善意で隣近所、ボランティアが関わりたいと思っても所有者の理解がないとなかなかできません。その</p>

	あたりの橋渡しは、市がやっていただけますか
事務局：	そうですね。そういった所は市がやらないといけません。
委員：	今までは、やってみえましたか。
事務局：	まだこの指定緑地の活用まで、発展したケースはないです。実は、来年度用地取得を予定している所が最初のケースになるかと思っています。
委員：	指定される中で、個人が売りたいという時に優先的に市が買い上げる話だと思います。それ以前にまだ個人の所有であるうちにどう管理するか、それに対して市がどれだけ援助ができるか、また地域の人達なりボランティアの人が援助をする場合に市から手当てができるかを含めて総合的にどうするか話し合っていないと理想ばかり言っても進みません。そのあたりのところを詰めてもらって具体的に動ける形に持って行っていただけるとより良い形の市内緑地ができると思います。
事務局：	去年、活動団体にあたったのは、2地区くらいかな。
事務局：	直接地区の区長さんに話をしたのは、1地区です。
事務局：	地主さんに話す前に地元で組織化ができそうな人が集まりますかと投げかけはしました。そういう人が集まって指定緑地を活用できれば良い。たまたま良好な所があったので、まずその組織ができそうだと地主さんの所へ行こうと段取りを踏んだところですが、これをもう少しいろんな所でやっていくとたくさん守れると思います。
委員：	是非とも積極的に頑張ってください、指定についてもただ指定して良いか悪いかだけだと何となく寂しい結果になります。
事務局：	健全な緑で、なおかつ使い勝手が良いといいですね。
委員長：	いかがでしょうか。まだ発言をいただいてない方どうですか。
委員長：	〇〇さん、如何でしょう。
委員：	先ほど県で予算化もしているあいち森と緑事業の中に里山林整備事業があります。公園課さんとともに話をしながら、来年度、鞍ヶ池公園を中心に市でやっていただく他に、国道沿いの足助の入口、南山カントリーの付近から2km川沿い、国道沿いの竹林を地元の方々の協力を得て申請事業をやろうと思っています。地元の前町の方にもみていただいて、ゆくゆくは市が事業主体になってやっていただけるとより良いと思います。これには、色々な問題点があります。河川管理者、国道管理者に相談したら「是非やってください。あそこは非常に対応に困っていた所だから是非やってください。」というけれど法律的には色々大変なことがあります。1つずつクリアしながら、まずは試験的に県で1か所とりかかってみて、その後地元、市の人にもみていただきます。たまたま運が良かったのは、地元の方々にプラスチックの杭を私どもから渡して、やる範囲を選んでいただけました。うちはそれを見てその区域を対象にやっていきたいと思います。

	地主さんの中には、賛成していただける方も反対される方も出てくると思いますが、地元の区長さんが熱心に対応していただいていますので、何とか事業を実現して他の区域もできるようになればと思います。
委員長：	ありがとうございます。
委員：	昨年海上の森のサークルへ入って自然と森林組合の学校へ入り、1つのボランティアを立ち上げて、今年何とかうまく運営していこうと努力しているところですが、先ほどの話で、過疎化、高齢化で、間伐も行き届いていない真っ暗な森ばかりです。その中で1つのサークルを今年立ち上げてやっっていこうと仲間を集めて、これから徐々に豊田の森林ブロックの中で活動したいと思っています。しかし市街化区域の中の1つの制度が平成元年に立ち上げられていて、既に20年経っており、何か結果が出ているかといえどどうでしょう。ただ年月だけが過ぎこうい形で会話をしているのか結果が表れているのか、そういう疑問を昨年参加して思いました。とりあえず動く人間をつくらなければならないと思います。最初に間伐作業ができる人達を集めてやろうということでもうまくいけば良いですが。ただ私自身の気持ちとしては、非常に危険を伴う作業であり場所ごとでまったく違うということです。こういう危険な自然との関わりを今日、出席させていただいて、これは昔、人間と自然との間にあった里山の残りを保存しようとして緑を地域の人達に伝えていこうというような趣旨だと思います。自然の緑を保全するためにはどのようにしたら良いか、そのためには地域の人達が住んでいて一番良く分かっていると思います。私自身現場へ行ってよく分かるのは、日本の地権者さんがなかなか大きな壁になって、そこから一歩というものができません。せめて緑地化を推進する場合、地権者とうまくコミュニケーションをとっていただいて、将来的にこの緑地の制度は良いものだと思います。おそらく全国的にもこの制度は、まずものづくりの豊田市が発想してこの制度を作られたと思います。次の世代に引き継ぐためには、やはりもう一歩踏み込んで地域を巻き込み、公園や地震発生時の避難場所など、色々なもので使えると思っていますので、今回もこういう話し合いの中から新しいものが出ればと思います。
委員長：	ありがとうございます。今の話で緑を残す評価軸、今後皆様の話の中にあるようにどのように維持管理をしていくかというのも1つの評価軸として当然入ってくるでしょう。それによって次の5年後の見直しの中でどうい評価 PDCA を回していくのか、モデル地区ができれば皆さんに紹介していただいで全体的に広げていくということになっていくのかなという気もします。現時点では、重みが全部1の評価ですので、何かもう少しどうしても残さなくてはいけないなら、重みを変えて総合評価を変えるなりしていかなければならなりません。そういう点も気になるところで、〇〇さん如何でしょうか。

委員：	そうですね、私も問題は名木もそうですが指定した後、〇〇さんも言われたように指定した後が大事だと思います。定期的に何かをするというあたりに尽きると思います。先ほども言われたように私有地なら確実に地主の壁がある訳で、「指定の条件で文句は言わないでください。そのかわり税金はいりません。」というぐらいの良いことがないと地主さんは、絶対OKと言いません。そういうことだと思います。
委員：	やはり都市の中の緑地、市街化緑地というのは、私達の生活の中では、必要であり残します。専門監が言われたように作るということを含めて大事なことは、自然と人間の関わりというのは、自分の身の回りの緑、自然の形の中で保全され継続、継承できます。次の世代まで継続するにはどうするか、そのためには政策をどうするか、今の時点と将来に向けての目標を作ってやらないと、ただ指定してそこを売るときには市が優先的に買ってもらいだけでは、何か考え方が後ろ向きではないかと思います。やはり将来の豊田市の市街地の緑地をどう保全するか継承するかを含めて将来計画を作って、その中でどういう位置付けをするかを決めていただいて本当の意義があると思います。
委員長：	世代をとということですので、小学校、幼稚園とか、教育の中にも取り入れていただいて、歴史を含めて伝わっていればもう1つ世代交代にもつながっていくようになります。
委員：	皆様の話をお伺いしながら、そういえば私どもの地域にそういう山が市の指定した土地なのか誰が所有している土地なのか分かりませんが、地区でトヨタ自動車を退職された人がほとんどだと思いますが、山を切り開いてマレットゴルフが20ホールくらいできそうな空き地を作ったり、湿地を作ったり、池を作ったり、私達が散歩に使うような道を作って、皆が遊びに来て、暇があればそこに集まっているというよう空間があります。以前は蛇が出るから行ってはいけない、マムシも出るということでしたが、ある時期そのエネルギーを持たれた方があつという間、3年ぐらいで作ってしまいます。NPO、そのパワーはすごいなと正直思っていました。が今はそういうことを言ってみえるのかなと思いましたが、それは確かに皆の力で自然を守っていることなのかと思います。
事務局：	それは、浄水の一番東よりの法面の所ですか。
委員：	あの土地が何なのか分かりませんが、きちんとはできていませんが、それなりのものにはなっています。
事務局：	一番下に池があり、真中に散策路がある所ですね。
委員：	中に漆がたくさんあって気になりますが、皆さんで楽しんでいただいています。
委員長：	ありがとうございました。その他、何かご意見がありますか。
委員：	これは、良い緑地だから市で買取ろうという話が進んでいる所はあります

	か。
事務局：	来年度、単独では買えないので、県の森づくり税の補助をいただき買おうとしています。一昨年見に行った河合町の大塚古墳横の緑地で、住宅街で囲まれた中で地元の方により草刈り程度の手が入っていて、地元の皆さんが散策で使われています。前々からこの緑地を買いたくてもなかなか予算が厳しかったですが、県の補助金が入るということで動き出しています。地域の人達がある程度動けるという話を聞いていますから、我々も残していこうということになりました。
委員長：	ありがとうございました。よろしいでしょうか。この案件についてはご意見をいただきましたので、次の議事の2番目、現地視察について事務局からよろしくお願いします。

(現地調査)

事務局：	ご足労かけますが今から車に乗って、3か所ほど現地を見ていただきます。変更があつて申し訳ありませんがお願いいたします。帰って来て緑地としてどうするか審議にかけていただこうと思います。よろしくお願いします。今回行く所は、No.5、No.9、No.19です。
------	--

(指定緑地の指定について)

事務局：	資料2の中で新規のNo.1からNo.19まであります。順番に審議していただいて先ほど行った所もその時にお話させてください。これを見ていただくとランクがあり、前回の意見、所有者の保全緑地を希望するかしないかという意見、指定すべきかどうか打つてあります。これを見てください。No.1、No.2は、ランク2ですので、前回から出ているようにランク2は、指定しないと考えています。No.3ですがランク4、回答があつた中で指定していただきたいというのは1筆だけです。そこが214㎡でかなり小さく、そこだけしか回答がなく、あと紫の方ですが指定を希望しないという回答でした。そうすると単純に緑のみだと原則300㎡を超えないので認定しません。ただ意見が来ていない周りの4筆が希望されれば、面積的にもそこそこになり指定はできると思っています。
事務局：	御足労かけますが今から車に乗って、3か所ほど現地を見ていただこうと思っています。変更があつて申し訳ありませんがお願いいたします。帰って来て緑地としてどうするか審議にかけていただこうと思います。よろしくお願いします。今回行く所は、No.5、No.9、No.19です。
事務局：	資料2の中で新規の番号1から19まであります。順番に審議していただいて先ほど行った所もその時にお話させてください。これを見ていただくとランクがあり、前回の意見、所有者の保全緑地を希望するかしないかという意見、指定すべきかどうか打つてあります。これを見てください。No.1、No.2は、ランク2ですので、前回から出ているようにランク2は、指定しないと考えています。No.3ですがランク4、回答があつた中で指定し

	ていただきたいというのは 1 筆だけです。そこが 2 1 4 m ² でかなり小さく、そこだけしか回答がなく、あと紫の方ですが指定を希望しないという回答が出てきました。そうすると単純に緑だけだと原則 3 0 0 m ² を超えないので認定しません。ただ意見がきていない周りの 4 筆が希望されれば、面積的にもそこそこになり指定は出来ると思っています。
事務局：	回答がなかったということです。
委員長：	いつまでの期限でしたか。
事務局：	先週の火曜日で、それ以降は電話で確認できる所は電話でお伺いしました。指定しないので、これだけだと思いますが、残りが一連として指定したいと回答がくれば指定しても良いと事務局はと思っています。ご審議願います。
委員長：	条件付ですか。
事務局：	隣接地の方も指定について同意されれば、一連の土地という解釈で使用していきたいです。今連絡が取れていないですが、連絡を取って確認をしていきたいと思っています。
事務局：	一連の土地として残りのところの面積が取れば指定していきたいと思っています。No.4 はランク 2 ですので、指定不適と考えています。No.5 は、ランク 4 で所有者も指定希望をしています。指定は適当だと思われます。No.6 からNo.8 は、ランク 2 で指定は不適だと考えています。No.9 は、ランク 4 で地主さんも指定して欲しいと希望がありましたので、指定は適当だと考えています。No.10 は、ランク 4、バスの駐車場だったため、分筆を条件に付けたら指定を希望しないと回答が来ました。今回は指定しないと考えています。No.11 は、未回答部分が半分位ありますが、指定希望するという所だけで結構な面積があります。指定希望だけでも 4, 3 2 0 m ² あります。未回答の部分の回答に関係なく指定が適当と思います。未回答のところも希望があれば指定すべきだと思います。ここの審議をお願いします。
委員長：	このNo.11のところですが、指定するとしらないでは未回答部分がありますが、今後事務局にご尽力いただいて、指定する前提で皆様のご理解をいただきたいです。よろしいでしょうか。
全員：	はい。
事務局：	ありがとうございます。No.12 は、指定を希望する所は 6, 2 2 7 m ² あり、ランク 4 ですので適当と考えています。No.13 は、ランク 2 で指定しません。No.14 は、ランク 3 ですが前回指定不可という意見をいただいていますので指定しません。No.15 は、ランク 3 ですがほとんどの方が希望しないという回答をいただきました。そのため指定しません。No.16 は、ランク 3 ですが前回指定不可という意見をいただいているので指定しないと考えています。No.17 は、指定区分が 2 つに別れます。指定希望面積が

	2, 165㎡で2, 500㎡以上ないとランク3を維持できないということで、ランク2になってしまいます。ただし6丁目45-1を公図で求積すると914㎡ありましたので、合計すると2, 500㎡を超えます。登記簿面積に基づくと不適當ですが、公図の面積から計ると指定すべきと思われれます。ご審議をお願いします。
委員長：	No.17についてもする、しないも未回答という混在ですので、事務局でご尽力いただいてするということで、ご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。
事務局：	No.18は、希望するが1か所、1筆で2, 727㎡あるので指定したいと思います。No.19は、希望が1, 414㎡でこの面積でもランクが変わらないので指定すべきと考えています。ご審議をお願いします。
委員長：	この場合も飛び地になりますね。飛び地になって一覧表の中に532㎡の所をするということでありながら適當という文字が入っていませんが、これはなぜですか。
事務局：	一覧の土地にならずに飛び地になってしまうので、要綱に当てはめていくと外れてしまいます。
事務局：	面積が小さいという上の2筆は、一団にすると面積はそこそこになるので指定ができますが、下の1筆は、飛び地だけだと面積が少ないので指定できません。
事務局：	流れの中からはいくと、間は竹林ですが連続しているという解釈をして良いかどうか、皆様のご意見をいただきたいです。
委員長：	遠くからの景色ですか、先ほどの町と水辺と田んぼがあり、眺めの中では一連のものとして理解が得られますから、将来そこも指定区域になるようできませんか。
委員：	指定拒否になるような理由は、何か聞かれていますか。
事務局：	そこまでは聞いてないです。こういった制度で希望するかしないかをアンケートさせていただきました。
事務局：	一部開発しにくくなると理解してみえる方がいます。
委員：	それはNo.17の方で、その方は未回答です。少し戻しますが、No.17のど真中の未回答の部分もこの方です。
委員：	まだ迷っているのですか。
事務局：	ここは不動産の土地で電話があり、説明しましたがそのまま保留になりました。
委員：	不動産屋なら将来売らなければならないので仕方ありません。
委員：	将来有効利用のため、No.17は仕方ありません。
委員長：	No.19の飛び地は、一連とみていただければ指定に値します。その他のご意見いかがでしょうか。

委員：	あそこだけ指定してピンクの所は指定しない結果、5年後、10年後、将来どうなりますか。
委員：	もうすでに崖が崩れていたのです、もし指定したら処置しなければなりません。
事務局：	現地の土地利用からして、区域も調整区域に入っているということから、恐らく開発がどんどん進んでいく可能性は少ないと思います。斜面であり地形上、逆に指定されてなくても守られていく可能性はあると思います。
委員：	ピンクの広い所は、どうして拒否されたのか理由に興味があります。売れなくなるからいやだとか、面倒くさいことになりそうだからいやだとかですか。
事務局：	現地でも申し上げましたが、北側の部分、これの更に上の部分は、既に保全緑地になっている部分になります。
事務局：	元々ここは調整区域であり、税金が高くないです。地主さんも余分な縛りをかけてもらう必要もありません。非課税のメリットよりも手間や縛りを嫌われたかも知れません。
委員：	地形にもよります。有効利用できるような地形でもありません。
委員：	ピンクの所の地主さんにもう少し良い条件を付けるとかもう少し押ししてみるとかできませんか。何か良い条件を付けないといけないかも知れません。せっかくの町に近い所であるし、ただ藪が乱ごくになりそうな気がします。
事務局：	ここは何度か話が出ています。地域の方が力を入れて自己管理していくと良いですね。
委員：	それと全体が住宅化されつつあるので、非常時のグリーンベルトというか、そういう先のことを考えるとやはり指定も良いと思います。やはり地域の人達のことを考えると緑があつて残れば良いと思います。
委員長：	このまま現状を努力していただくことで、一連のピンクの部分もできるだけ取り入れていただく方向で指定していただくと良いですが、それでよろしいでしょうか。
全員：	はい。
委員長：	そのようにします。
事務局：	あともう1点、現在、指定を希望しないと回答された方が指定手続に入る前に指定したいというご意見に変わった場合は、事務局で逐次基準に合うものは指定するという形でよろしいでしょうか。
全員：	はい。
委員長：	ありがとうございました。これで今ご説明いただいたNo.3、No.5、No.9、No.11については条件付きで尽力いただき、No.12、No.17も混在しますので、No.18、No.19も一部条件が付きますが尽力いただくということで、

	<p>これらを指定するという内容でよろしいでしょうか。</p> <p>賛成の方、挙手をお願いします。ありがとうございます。事務局案で話を進めていくということでもよろしくをお願いします。全体を通して何かご意見等がありましたらお伺いします。これまで皆さんから今回の指定以外のところのご意見も多数いただいたので、附帯事項として実現に向けて新しい組織作り地域づくりの糧としていただくということをお願いします。</p>
委員：	<p>私はこのあたりに住んでいますが、街路樹が気になります。通りで最近、電線を地中化して街路樹を植え直すこともあり、非常に広い所で1本あると良いと役所に言ったら道路維持課から反対されました。誰が見てもそこに1本あると良い所ですが、そういう街路樹についてはどうですか。</p>
事務局：	<p>今までだと基本的には、道路を作る場合、街路樹を入れていくケースが多かったです。今はどちらかというと維持管理の部分で非常に経費的なこと等を考えて、竹生通りはなくなってしまいました。用地的には、歩道を広げたため、用地も難しくなったという話も聞いています。そういった意味で、少し街路樹が減りつつあります。例えば幅員がもう少しとれば、当然街路樹を入れていく考え方は基本的には残っています。</p>
委員：	<p>市街化緑化といえは街路樹が一番大きく、街路樹もないとあった方が良いという意見が出ます。あるとない方が良いと言われます。</p>
事務局：	<p>最初に樹種を考えて植えていけば良い結果になると思います。</p>
委員：	<p>落葉樹、広葉樹、地域で決めたのですが結果的にサルスベリとなりました。いちょう通り、けやき通りもありますが、いちょう通りは一時葉っぱが落ちて滑るので危ないと紅葉の前に切られたことがあり、どうしてだという意見が新聞に載ったことがあります。けやき通りのけやきは、伐ってはいけない、しかし伐らないと伸びすぎてすごいことになる。ああいうところに木を植えるのが間違いで、何でもかんでもけやきを植えば良いというものではありません。市街地の街路樹が緑地に関して重要だと思います。道路維持課さんとか難しいことは分かりませんが。</p>
委員長：	<p>その他いかがでしょうか。</p>
委員：	<p>自動車の中で街路樹が盆栽の形をしたように上手に剪定してあり、道路に迷惑をかけないようなやり方を見かけました。交通の中で行う訳ですしそれも難しいことなのかなと思いますが、剪定の仕方を工夫しても良いと思います。</p>
委員長：	<p>その他よろしいでしょうか。</p>
委員：	<p>今後の審議の進め方で、私今日現地を一緒に見に行って、やはり現場を見るということがいかに大切か感じます。保全して残してもその地域の人のためになるのか、そこを取り巻く環境、それが果たして私達の思うような方向に向うのか、そんなことを思うとやはり審議会の成り立ちも大切だと思います。だから地形が非常に難しいというような時には、できるだ</p>

	け現地を見て、皆さんで意見を出し合う、その方が確実だと思いました。
委員長：	指定してから保全していくところが議題です。5年といわず、毎年どのように変化しているか示していただければ、皆さんのご理解が得られます。
事務局：	逆にそうですね。
委員：	指定されると地主に通知書を送るのでしょうか。
事務局：	簡単な文章を送ります。
委員：	文章にただ「税金を無料にする。」だけでなく、いわゆる「時々管理をする。」というようなことを記載してください。
事務局：	今回指定をして、次に保全緑地の認定をするかどうかを地主さんにお伺いをします。地主さんが保全緑地の認定の申請をされて初めて認定をされます。今はあくまでも大きい枠の指定だけですので、今の段階では免除はないです
事務局：	1つ上の「保全緑地で管理します。」という条件付きで初めて出ます。大きい指定緑地の枠の中にそういった管理を約束された方の保全緑地が位置図に入ってきます。今回指定していく方に対しては、再度、「管理していただければ保全緑地となって一定の税の免除が受けられます。」といった中で、こういった管理をやってくださいという説明をしていく文章を添付していきます。
委員：	看板は立ちますか。
事務局：	今は、看板自体はないです。そういった意見も今まで出たこともありますが、第三者に管理を表示したら管理してもらえないのではないかという話が出たことがあります。
委員：	最初に見せていただいた住宅地図の中にあのような所があるということは、基本的には子育てを含めて大変なことだと思います。社会勉強の中で私は、今回地主が売るとか売らないではなく豊田市が積極的に購入するなり長期契約するなり、何とかいつまでも保全するという形でもっていかないと、地主の都合だけでやっていれなくなってしまう。
委員：	業者が遅かれ早かれ来るような気がします。
委員：	豊田市が「何をやっとなるだ。」と外野だから気楽なことが言えます。
事務局：	ランクの高い4、5の所は、そういう意識を持たなければいけません。
委員：	是非とも気を盛り上げてもらって、やっていただけることが将来に繋がると思います。
委員長：	皆様のご意見をお伺いしましたので、今後に向けて是非精力的にエネルギーを注いでいただいて皆さんの期待に沿うようにしていただけるようよろしくお願いします。進行を事務局にお返しします。

5 その他

事務局：	野田委員長様お疲れ様でした。委員の皆様におかれましては貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後緑地を守る保全についても進めさせていただきます。あと造る、守るだけではなく、今後の将来に繋げる維持管理面においても検討させていただきます。皆様よろしく申し上げます。それでは次第5番に入ります。その他ですが、説明をお願いします。
事務局：	特にはないです。異動の時期になりました。委員の中で替わられる方が分かってみえましたら事務局へ報告をお願いします。また代られた折には、新しい方への引継ぎもしていただけますようよろしくお願いします。
事務局：	以上をもちまして平成22年度第1回豊田市市街地緑地保全審議会を終了します。委員の皆様、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。